

議案第93号

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の跨道橋（前原橋）撤去工事委託契約
について

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の跨道橋（前原橋）撤去工事について、下記のとおり委託契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の跨道橋（前原橋）撤去工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 514,890,032円
- 4 契約の相手方 さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20
東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 良峰 透